

高麗大藏経と室町幕府

金光哲

- 一、三代將軍・足利義満
 - 1. 倭寇の出没と再彫大藏経板
 - 2. 九州探題今川了俊
 - 3. 大内義弘
- 二、四代將軍・足利義持
 - 1. 「日本国王使」の名義
 - 2. 回礼使・宗希環の派遣と対馬
 - 3. 義持の大藏経求請と春屋妙葩
 - 4. 義持の大藏経板の求請
- 三、六代將軍・足利義教と朝鮮通信使
 - 1. 永享五年の奉納絵巻
 - 2. 嘉吉三年の通信使

キーワード：倭寇と高麗大藏経、室町將軍と高麗大藏経。

一、三代將軍・足利義満

1. 倭寇の出没と再彫大藏経板

『高麗史』⁽¹⁾卷一三七、辛禡十四年七月条に、
日本国使妙葩・関西省探題源了俊遣_レ人来、
献_レ方物_一。帰_レ被虜二百五十人_一。仍、求_レ
藏経_一。

とあって、高麗末期の辛禡十四年（一三八八）
七月、義満創建の相国寺の禅僧・春屋妙葩と、
九州探題の今川了俊は、使者を派遣し倭寇によっ
て連行された「被虜人二百五十人」を送還する

とともに、「高麗大藏経」を求請した。この記
事が日本側の大藏経求請の初見記事である。

顯宗元年（一〇一〇）十一月、北方の契丹軍
が侵入した。顯宗は翌年、国難の打開を意図し
て大藏経の彫刻を発願し完成させた。これが、
つまり「初彫大藏経」である。ところで、この
「初彫大藏経板」は、高宗十九年（一二三二）
の蒙古の第二次侵略によって、灰になった。

高麗政府は、六月に首都を開城から江華島に
遷都した。高宗二十三年（一二三六）に蒙古祈
伏を祈願して、大藏経板の再彫刻を開始した。
高宗三十八年（一二五一）に完成し、城西門外
の「大藏経板堂」に収納された。

経板数は、重複の百二十一枚（欠板十八枚）
を含め、八万二千二百四十枚で、入藏经典は千五
百十四部、七千五百二十巻に達する。これで、
「八万大藏経」ともいっている。

これより以前、一二二〇年代に入って、日本
の海賊が出没するようになったが、『高麗史』
卷三十七、忠定王二年二月条に、

二月倭寇_一固城・竹林・巨济_一。……倭寇之
侵、始_レ此_一。

とあって、忠定王二年（一三五〇）以降、倭寇
の本格的な侵入がはじまった。

李穡の「砥平縣彌智山龍門寺大藏殿記」⁽²⁾に、

(1) 『高麗史』、国書刊行会、1977年。

自_レ庚寅歲、倭人犯_レ浜海郡邑。而、江華當_レ要衝、尤被_レ其害。

とあって、庚寅歲（一三五〇）以降、江華島でも倭寇の被害をうけていた。また、

宰臣吳子淳室謀曰、吾大父婦_レ依大法_レ而施_レ大藏。不幸為_レ賊所_レ躡亡失者幾半。蓋補_レ正之。

とあるように、吳子淳夫人の父の大藏経も「亡失者幾半」という状態で、大藏経版の安全な場所への移送は、一三五〇年当時から提起された問題であった。

この「再彫大藏経版」は、現在は「海印寺」（慶尚南道陝川郡伽倻山）が所蔵している。海印寺への移送は、一三九九年正月より以前か、正月中とするのが通説であるが、高麗政府は、大藏経版を倭寇の侵入による「亡失」を避けるため、一三五〇年からまもなく、「最遠而険」しい「最僻深阻」の地、海印寺への移送を講じた可能性⁽³⁾がある。つまり、移送が一三九九年以前である可能性を否定できない。

海印寺への移送が、一三九九年以前であろうと以後であろうと、倭寇による「亡失」が問題になっている時期に、「大藏経」の授与が実現するわけがなかった。

2. 九州探題今川了俊

『高麗史節要』⁽⁴⁾卷之三十によれば、辛禰元年（一三七五）二月、半典客寺事・羅興儒が「通信使」として日本に派遣され、翌二年十月に帰国している。

この「通信使」の派遣は、『愚管記』⁽⁵⁾永和二年（一三七六）五月三日条に、

高麗国牒状……、牒状之趣、海賊可_レ被_レ禁制之旨也。

とあるように、倭寇「禁制」を要請したものであった。

つづいて辛禰三年（一三七七）六月、半典客寺事・安吉常⁽⁴⁾を派遣したが、日本で「病死」した。また九月、前大司成・鄭夢周を派遣し、翌年七月に帰国した。

結果、九州探題の今川了俊と連絡が付き、辛禰四年六月には、

日本九州節度使源了俊使僧・信弘率_レ其軍六十九人_レ来、捕_レ倭賊。

とあるように、僧信弘と「其軍六十九人」を派遣し、「倭賊」を捕らえた。

七月、また僧信弘を派遣し、倭寇との戦いで、「捕_レ獲一艘、盡斬_レ之」し、「被虜婦女二十餘人」を「放還」している。

「鄭夢周伝」（『高麗史』卷百十七）によれば、九州節度使所_レ遣周孟仁偕来。且刷_レ還俘尹明・安偶世等數百人。

と、鄭夢周の帰国時に周孟仁を同道させ、被虜人「數百人」を送還した。

高麗政府は、辛禰四年（一三七八）十月に、遺版凶判書・李子庸と前司宰礼・韓国柱を派遣した。李子庸は、翌五年の七月に帰還したが、了俊は「被虜人二百三十餘口」を同道（『高麗史』卷百三十四）させた。

一方の韓国柱は、すでに五月、大内義弘の兵士「百八十六人」とともに帰還していた。また、同月には、檢校礼儀判書・尹思忠を日本に派遣した。

このように高麗政府は、倭寇の「禁制」を求

↘ (2) 『東文選』卷之七十四（韓国名著大全集『牧隱集』、大洋書籍、ソウル）。

(3) 拙稿「研究ノート『高麗大藏経』」（『東アジア研究』第15号、大阪経済法科大学アジア研究所、1992年）。

(4) 『蓬左文庫本 高麗史節要』卷之三十、学習院大学東洋文化研究所、1987年。

(5) 『増補 続史料大成』、臨川書店。

めて、室町幕府とともに今川氏や大内氏とも接触し、ある程度の結果を達成した。しかしその高麗は、一三九二年七月に滅亡し、李氏朝鮮が成立した。

『善隣国宝記』⁽⁶⁾の明德三年（一三九二）十二月廿七日付「答_朝鮮_書」によれば、成立したばかりの朝鮮⁽⁷⁾は、室町幕府に僧覚鋤を派遣し、「禁_退賊船_放_還俘虜_」を要請した。足利義満は、僧絶海中津に答申を書かせ、僧寿允を派遣した。

一方今川了俊は、ひきつづき「被虜人」を送還してきた。『李朝実録』によれば、太祖三年（一三九四）七月に「被虜男女六百五十九人」（庚戌条）、十月には「被虜人七百名」（丁丑条）を送還しており、十二月にはいって改めて「大藏經」（是月条）を求請した。

翌年の七月、「被虜男女五百七十餘口」を送還してきたが、了俊は「奉書」の中で、「金積善護_送両藏經_」（辛丑条）を「感謝」しており、これから朝鮮政府が、了俊に「大藏經」二部を授与したことが判明する。これは朝鮮政府が、「倭寇」取り締まりと「被虜人」刷還の実績を評価した結果であった。

了俊の著書を通じて、了俊の時代、南北朝期の朝鮮観の様態を明らかにしておく。了俊が九州探題赴任のため京都を出発したのは、応安四年（一三七一）二月二十日の夜であった。『道ゆきふり』⁽⁸⁾に、翌日のこととして、兵庫県西宮の武庫山の神功皇后「兵具埋藏」説に言及している。

川づらにそひて木ふかく物ふりたる山あり。鳥居たゞり。そのあたりの人に尋侍れば、これは昔足姫のもろこしの三の国したがへたまひ、かへりたまひける時、この山によるひかぶとなどうづみ給けるより、やがて武庫の山と申となん。

とある。「足姫」とは「氣長足姫」、つまり神功皇后のことで、「もろこしの三の国したがへ給」とは、「三韓征伐」のことである。

武庫山「兵具埋藏」説は、『伯家記録考』⁽⁹⁾所収の「嘉応三年官宣旨」に、

昔為_鎮護国家_合_戦異賊_之兵具等、納而在_此山_。故号_武庫山_。

とあり、『宮寺縁事抄』⁽¹⁰⁾第十三に、

撰津国武庫山^神功皇后異国^討給時、三万八千荒神^武兵^置給山也。仍称_武庫山_。其三万八千荒神^御_座西宮_。是則殿下北面神祇伯所、談申也。

とある「神祇伯」は、院政末期の伯家の顕広王か仲資王と考えられ⁽¹¹⁾、嘉応三年（一一七一）の官宣旨から、武庫山「兵具埋藏」説はすでに院政末期に存在した。

元亨二年（一三二二）成立の『元亨釈書』⁽¹²⁾卷第十八・尼女四の「如意尼譚」に、

撰州有_宝山_号_如意輪摩尼峰_。昔神功皇后征_新羅_而還。埋_如意珠_及金甲冑弓箭宝剣衣服等_。故亦曰_武庫_。汝盍_居_彼。

とあるが、この「如意尼譚」の成立は、『古今著聞集』の成立以降の鎌倉中期以降⁽¹³⁾であろう。

鎌倉末期成立の『八幡愚童訓』⁽¹⁴⁾甲に、

(6) 『続群書類従』第三十輯下。

(7) 田中健夫著『中世対外関係史』（東京大学出版会、1975年）p.104。

(8) 『群書類従』第十八輯。

(9) 『伯家記録考』（西宮神社社務所、1933年）資料編、p.354。

(10) 『大日本古文書』石清水文書之五、p.132。

(11) 『伯家記録考』資料編、p.418の『顕広王記』治承元年八月七日条に、「伯為_神拜_下_向西宮_」とあり、p.423の『仲資王記』治承元年八月条に、「八日、下_向広田_」とある。

(12) 『大日本仏教全書』一〇一、（名著普及会、1987年）。

(13) 拙稿「謡曲『剣珠』『西宮』と千珠満珠」（拙著『中近世における朝鮮観の創出』校倉書房、1999年）p.91~2。↗

我国ノ我国タルハ、皇后ノ皇恩也。御自身被_レ着甲冑ハ、摂津国難波浦西ノ宮ニ止リ、……其外、三万八千ノ荒神ノ兵具共ヲ埋レシヲ、武庫ノ山ト名付タリ。

とあって、神功皇后の武庫山「兵具埋蔵」説は、鎌倉期から室町期にかけて、広範囲に流布されていた。

3. 大内義弘

山口県周防の大内義弘は、応安四年（一三七一）の今川了俊の九州下向に父・弘世とともに従い、転戦している。

既述のように大内義弘は、高麗政府が辛禡四年（一三七八）に倭寇「禁制」を目的に派遣した韓国柱を、翌年の五月、兵士「百八十六人」とともに帰国させている。

足利義満は、康応元年（一三八九）三月、巖嶋に参詣したが、了俊の『鹿苑院巖嶋詣記』⁽¹⁵⁾によれば、義弘は義満を迎えている。義弘はこのとき義満に随行して上京した。

一三九二年、高麗が滅亡し朝鮮が成立、一方、日本では大内義弘の斡旋によって南北朝が合一した。「明德三年答_レ朝鮮_レ書」（『善隣国宝記』⁽¹⁶⁾上）によれば、明德三年（一三九二）、朝鮮が成立した年、朝鮮から使者があり、倭寇禁制を要請している。これに、

今将_レ申命_レ鎮西守臣_レ禁_レ遏賊船_レ放_レ還俘虜_上。必当_レ備_レ兩國鄰好_レ永結_レ二天之歛心_上。実所_レ願也。

とあるように、「兩國鄰好」が倭寇の禁制と俘虜の帰還に深く関連して理解されたものであった。

さて今川了俊は、応永二年（一三九五）閏七月、九州探題を解任され、その後『太祖実録』太祖四年（一三九五）十二月乙巳条に、「日本

大内多良良遣_レ人来、献_レ土物_上」とあるように、対朝鮮外交は義弘が掌握した。

義弘は、翌五年三月（是月条）にも「通竺・永琳」を派遣して、「禁賊及擄掠人還送事」を通知するとともに「大藏經」を求めた。また、太祖七年（一三九八）十二月是月条に、

承_レ相国大夫人之命_上、遣_レ僧靈智_レ献_レ礼物_上求_レ大藏經_上。

とあるように、応永五年十二月には、義満の命によって「大藏經」を求めた。

この「大藏經」については、「応永五年諭_レ朝鮮_レ書」（『善隣国宝記』中）には「大藏經板」とあって、原板そのものの要求であった。また、

当_レ遣_レ偏師_レ盡滅_レ海嶋残寇_上。以通_レ往来舟船_上、而結_レ兩國歛心_上。

と、倭寇取り締まりの強調とともに、「銅鐘・薬物」を要求した。これが日本側の「二天之歛心」と「兩國歛心」の内容であった。

大内義弘はこれより先、応永四年十一月、僧永範・永廊の二人を派遣した。朝鮮側は「復_レ義弘_レ書」（太祖六年十二月癸卯条）で、「大相国禁賊之事、誠交鄰繼好之美意也」とするとともに、

謀_レ議於大相国_上、禁_レ制兇徒_レ以篤_レ鄰交_上……。兩國和好之美、垂_レ於永世_上矣。

と、倭寇の禁制こそが「兩國和好之美」であることを強調した。

朝鮮側は二人の帰国に際し、回礼使・朴惇之を同行させた。朴惇之は、定宗元年五月乙酉条に、

通信官朴惇之、回_レ自_レ日本_上。日本国大将軍遣_レ使献_レ方物_上。発_レ遣被虜男女百餘人_上。……大相国献_レ綾_レ綉_レ各五十匹_上。大内殿義弘、献_レ鎧子_レ一_上・長劔_レ一_上。大相国

↘ (14) 『寺社縁起』（日本思想大系）p.177。

(15) 『群書類従』第十八輯。

(16) 『統群書類従』第三十輯上。

母献_レ刻木地藏堂主千仏圍繞一座、極精巧。

絹十匹、胡椒十封_。

とあり、応永六年（一三九九）五月、「被虜男女百餘人」とともに帰国した。このとき、足利義満と大内義弘とともに、義満の母・紀良子も贈物をしている。

大内義弘は、同年七月戊寅条によれば、「百濟始祖温祚高氏之後」を主張し、「百濟土田三百結」の分譲を要求したが、拒否されている。

また、「大藏経板」を請求したが、

古有_二二本_。一本国人所_レ印、一本海寇火_レ之。残缺不_レ完。将令_レ攸司_。完補以遣。

其具舟楫来輸焉。（七月己丑条）

と、不完備をもって拒否されている。その後、義弘は、応永六年十二月二十一日、和泉の堺にて足利義満に反乱を起こし、敗死した。

ここで、義満時の国交成立について言及しておく。太宗四年（一四〇四）七月己巳条に、

日本遣_レ使来聘。且献_レ土物_。日本国王源道義也。

とあるように、義満が「日本国王源道義」を呼称することによって、応永十一年に対等な国交関係が成立した。しかし、これへの一方的評価については、四代将軍・義持に言及するとき述べるように問題がある。

『太宗実録』をみれば、その後、「日本国王使」派遣記事がつづき、太宗六年（一四〇六）二月戊子条に、「日本国王源道義遣_レ使来聘。請_レ大藏経_。」とあるように、応永十三年に「大藏経」を請求している。義満は、応永十五年五月に死亡した。

義満の時代および思想を理解するために、ここでは二つの事例に言及する。既述のように、

義満は康応三年（一三八九）三月に巖嶋を参詣したが、同行の了俊『鹿苑院巖嶋詣記』の牛窓記事に、

六日、御舟いでて、うしまど^{（牛窓）}、ま井のすなどにいたりぬ。まことや此うしまどといふ所は、むかしおきなが^{（神功皇后）}たらしひめの御舟出のとき、けしかるうしの御舟をくつが^{（船）}へさむとしけるを、住吉の御神のとりて、なげさせ給しかば、かの牛まろび死けるが嶋と成て、それよりうしまどといふ也けり。牛まろぶと書て、うしまどとよむとなむ聞侍しなり。

と、岡山の牛窓にて、神功皇后の三韓征伐への船出のとき、怪しげな牛が舟を転覆させようとしたとき、住吉神が投げ飛ばし転び死んだので、牛^{（牛）}転といひ、その転訛で牛窓というとする伝承を伝えている。

義満の母・紀良子は、京都の石清水八幡宮の検校・善法寺通清の娘であった。石清水八幡宮では鎌倉時代の正安二年（一三〇〇）頃、『八幡愚童訓』⁽¹⁷⁾が編纂されている。これは、鎌倉初期には成立⁽¹⁸⁾していた「乾珠・満珠」譚や、「新羅国ノ大王ハ日本国ノ犬ナリ」譚を基にして、新羅「日本攻撃説」と関連した「塵輪」譚を創作して、「新神功皇后譚」を集大成して編纂したものであった。

鎌倉末期、この『八幡愚童訓』を基にして、縁起絵巻の『八幡大菩薩御縁起』系統が成立し、次いで、永享五年（一四三三）には、第六代将軍・足利義教が石清水八幡宮、誉田八幡宮、宇佐八幡宮に奉納した『義教奉納本』系統が成立⁽¹⁹⁾した。この縁起絵巻に、「牛窓」譚が創作・添加され、今川了俊にその普及のひろがりの姿

(17) 『寺社縁起』（日本思想大系）。

(18) 拙稿「『新羅国ノ大王ハ日本国ノ犬ナリ』考」、「謡曲『剣珠』『西宮』と干珠満珠」（拙著『中近世におけ

るける朝鮮観の創出』校倉書房、1999）。

(19) 拙稿「研究ノート『八幡縁起絵巻』—八幡大菩薩御縁起と足利義教奉納縁起—」（『東アジア研究』第18号、

を見るのである。

もう一つは、足利義満と世阿弥の関係の緊密さである。能楽は義満の絶大な庇護のもとで、観阿弥と世阿弥親子によって大成された。

世阿弥の『弓八幡』⁽²⁰⁾は、石清水八幡宮が舞台で、シテの翁の本体「高良神」は、『八幡愚童訓』甲によれば、龍宮から「乾珠・満珠」を借りるときの「使者」であり、神功皇后の命令により海に投入し、新羅軍を降伏せしめた「玉垂宮」である。

『弓八幡』の、

されば、神功皇后も、異国退治の御為に九州四王寺の峯に於いて七箇日の御神拜。

とする地謡の詞書も、世阿弥の『箱崎』⁽²¹⁾の、

抑、此箱崎の松と申は、忝も神功皇后異国退治の御時、此国にくだり、戒定恵の三学の妙文を金の箱に入れて、此松の下に埋給ふにより、箱崎とは申也。

とするシテ女の詞書も、「新神功皇后譚」を集大成した『八幡愚童訓』の影響を示すものであった。

また、世阿弥は『弓八幡』で、

シテ「然るに神功皇后、三韓を鎮め給ひしより

地謡「同じく応神天皇の御聖運、御在位も久し。国富み民もゆたかに治まる天が下、今に絶えせぬ調とかや

としたが、また『呉服』⁽²²⁾で、呉織や漢織を応神天皇の時代の「朝貢」と形象し、『難波』⁽²³⁾では「王仁」を「君を崇め、国を守る」人物として形象化した。

義満は『申楽談義』⁽²⁴⁾から、単なる能楽の愛

好者ではなく、能楽に精通していたことが判明する。しかし、世阿弥の作品はまた、義満に思想的に投影され、義満また「新神功皇后譚」的朝鮮観の影響下にあったのである。この時代思潮を忘れるべきでない。

二、四代将軍・足利義持

1. 「日本国王使」の名義

四代将軍・足利義持は、応永二十六年（一四一九）十二月、朝鮮国に使者・亮倪^{りょうげい}を派遣し、「大藏経」を請求している。『世宗実録』世宗元年十二月丁亥条に、

日本国源義持使臣亮倪、詣闕進書契。……其書契曰、吾邦與貴朝、於隔海之邦最近。然而鯨波多險。不時嗣音、非懈。今遣积氏亮倪、問訊起居、兼求积典七千軸。

とあって、世宗の「汝等所求何事」の問いに、使者は「大藏経而已」（世宗二年正月乙巳条）と答えている。

ところで、つづいて、

義持父道義、帝嘗封為王。義持不用命。自稱征夷大將軍。而、国人則謂之御所。故其書只曰日本国源義持。無王字。

とあって、この記事により、義満は応永十一年、「日本国王源道義」名を使用したことが確認できる。

この義満の使者派遣については、たとえば、荒野泰典⁽²⁵⁾氏は「明の冊封を媒介として対等の外交関係（交制）が成立した」とし、この見解が通説となっている。

大阪経済法科大学アジア研究所、1997年）。

(20)野上豊一郎『註解 謡曲全集』第一巻（中央公論社、1972年）。

(21)『謡曲全集』下巻（国民文庫刊行会、1911年）。

(22)新潮日本古典集成『謡曲集』中。

(23)新潮日本古典集成『謡曲集』下。

(24)『世阿弥・禅竹』（日本思想大系）。

(25)荒野泰典「大君外交体制の確立」（同著『近世日本と東アジア』東京大学出版会、1992年）p.164。

しかし義持は、応永二十六年には「王字」を使用しなかった。『善隣国宝記』中によれば、応永二十九年五月の「遣朝鮮書」に「日本国源義持」とあり、応永三十年三月に將軍職を辞退してからも、応永三十年七月の「遣朝鮮書」、応永三十一年八月の「答朝鮮書」、「応永戊申（一四二八）三月」書簡のそれぞれに、「日本国源詮」と称したように、継続して「王字」を使用しなかった。

応永十五年の義満の死後、義持は「王字」を使用しなかったのであるから、「対等な外交体制」が破綻したとするのが論理的な帰結であろう。しかも、「対等な外交体制」の関係成立を室町時代全体の時代性格と規定するのは、性急であろう。

世宗元年（応永二十六年）の義持の使者派遣の表面的な目的は「大藏經」の請求であった。世宗は「大藏我国所_レ稀有_一也」（世宗二年正月乙巳条）としながら、「大藏經」一部を授与するとともに、回礼使・宋希璟を使者の帰国に同行させた。

しかしこのとき、世宗二年十月癸卯条によれば、義持は朝鮮国書について、

国書以_レ永楽_一記_レ年。故、御所惡_レ之。不_レ接_レ見_レ於_レ京都_一也。何不_レ用_レ我_レ応永_一年号_一乎。御所者、国人指_レ其_レ王_一也。

とあるように、朝鮮が明の年号「永楽」を使用し、日本の年号「応永」を使用しなかったことを非難した。宋希璟の『老松堂日本行録』⁽²⁶⁾によれば、「龍集」への改書を要求した。

「明の冊封」のもとでの対等な関係といえ、朝鮮と日本の双方とも「国王」を称するとともに、明の年号を使用しなければならない。しか

し、義持が「永楽」の年号を拒否したところに、「伉礼」の相手として認識していなかったことをよく示している。

中村栄孝氏は、義満が「日本国王源道義」を称して以降、「宣祖の初年、足利義昭の遣使にいたるまで、日本国王使の朝鮮訪問は、前後六十余回にわたって記録に見えている」⁽²⁷⁾とし、よく引用もされる。

この「六十余回」については、次の二点に留意する必要がある。第一点は、宣祖元年（一五六八）までと限定しても、燕山君七年（一五〇一）八月の「日本国使臣册中」を最初として、明宗二十年（一五六五）三月の「日本国使臣景轍東堂」までの「日本国王使」は、対馬派遣の偽使⁽²⁸⁾であり、「日本国王使」の範疇に入れることはできない、ということである。

第二点は、「日本国王使」の名義は、『李朝実録』の次の三つの事例と④の『統善隣国宝記』を除外して、「王字」のない「日本国源□□」の形式が普通であった、ということである。

① 「某国王書契」（世宗二十五年十月庚子条）

この書簡は、嘉吉三年（一四四三）に八代將軍・義政（当時・義成）から朝鮮通信使への返書である。

② 「日本国使僧正祐等……、献_レ国書_一。……

其書曰、日本国王源義成奉_レ書朝鮮国王殿下_一」（世宗三十年六月乙亥条）

この書簡には、「正統十二年（一四四七）八月日」と明の年号が使われているが、「上謂_レ承政院_一曰、……非_レ国王_一之文_一也」とある。

③ 「日本国王遣_レ栄弘首座等_一来聘。……日

本国書契曰、日本国王源義政奉_レ復朝鮮国王殿下_一」（成宗十三年四月丁未条）

(26)村井章介校注『老松堂日本行録』（岩波文庫）。

(27)中村栄孝『日本と朝鮮』（日本歴史新書）、至文堂、1966年、p.88～9。

(28)拙稿『回答兼刷還使』（『東アジア研究』第18号、1999年、大阪経済法科大学アジア研究所）p.22～3。

以上は、『李朝実録』にしか記載がなく、日本側の史料では確認できない。

回礼使・宗希璟の復命記事の世宗二年（一四二〇）十月庚申条に、「日回礼使宗希^(マツ)景等、来復命。上引見^レ之。日本国王書曰……」とあり、「王字」を使用しなかった義持の書契を「日本国王書」と表記している。

③については、『善隣国宝記』中に記載の朝鮮国宛の書簡は、すべて「日本国源義政」となっており、義政が朝鮮に対し、「日本国源義政」を称していたとは、考えられない。

④ 「日本国王源義澄奉書朝鮮国王殿下」
（『続善隣国宝記』）

これには、「龍集癸未春參月 日、日本国源義澄」とあり、「癸未」は「癸亥」（一五〇三年）が正しい。義澄（義高）が明応八年（一四九九）に「大藏経」を求請した書簡に、「日本国源義高奉書朝鮮国王殿下」とあり、④は田中健夫氏の指摘のように、「筆写のときに誤って王字が挿入」⁽²⁹⁾されたものであろう。このように、「日本国王源□□」の形式は、義満の時だけであった。

朝鮮政府は、江戸初期の「回答兼刷還使」時には、徳川幕府が「日本国王」を称することを求めたが⁽³⁰⁾、室町幕府に対しては「日本国源□□」の形式でも、「日本国王使」として対応した。

つまり、田中健夫氏が主張⁽³¹⁾するように、「日本国王」号を、「冊封を前提とする制度上の名称」である「固有名詞」としてでなく、「単に一国の最高位者という程度」の「普通名詞」として使用した。

この認識の背景には、朝鮮政府の次のような室町幕府観がある。回礼使・宗希璟時の通事・

尹仁甫の「復命」（世宗二年十月癸卯条）に、室町幕府の実情を分析して、

国無_レ府庫_一、只令_レ富人支持_一。……其御所
每歴_レ諸寺_一、修_レ齋_一、以_レ此_レ為_レ事。命令_レ只行_一
於_レ近都地面_一而已、土地皆_レ瓜_レ分_一於_レ強宗_一。
每事_レ依違_一而已。

と、国家に倉庫がなく、富者によって財政が維持され、將軍の命令は都の周辺だけにしか影響力がなく、土地は諸豪族に分けられている、と足利幕府の脆弱性を披瀝した。この現状認識は朝鮮使節の派遣とともに深化されていった。

足利義持は正長元年（一四二八）一月十八日に死去し、弟義円（還俗して義宣）は三月十五日に六代將軍の座につき、義教と改めた。朝鮮は十二月、「賀_レ新主嗣位_一、到_レ祭前主_一」を名目に通信使・朴瑞生を派遣した。

一行は永享元年（一四二九）六月、京都に到着し、十二月に帰国した。帰国報告（世宗十一年十二月乙亥条）は、大内氏・宗像氏・大友氏の倭寇を分析し、対馬は「諸賊都会之處」であると、「若東西相応、一時興_レ兵、則禦_レ之難矣」と断定している。

これら諸侯と幕府との関係について、

大抵_レ其俗不_レ知_一禮儀。小不_レ合_レ意、不_レ顧_一其身、雖_レ御所之命_一拒而不_レ從。由_レ此觀_一之、修_レ好御所_一、雖_レ為_レ交隣之道_一、而於_レ禁賊之策_一猶_レ緩也。

と、室町將軍の命令に従わない諸侯を指摘し、幕府との「交隣之道」の有効性に疑問を呈している。

つづいて、幕府は「賀新弔旧之大節」であろうとも朝鮮に遣使しないから、「国家不_レ得_一已之事」と「報聘」以外は、使者を派遣する必要がない、としている。

(29)田中健夫「足利將軍と日本国王号」（同編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、1987年）p.27。

(30)注(28)、拙稿『回答兼刷還使』p.29～32。

(31)注(29)、「足利將軍と日本国王号」p.5～6。

そして、「禁賊之策」として諸侯に対して、「厚往薄来、以悦其心、間或遣使、敦諭至意」す方法を献策している。

一方世宗（辛巳条）は、日本は將軍の薨去や即位にあたって遣使がなかった。朝鮮は「交隣之礼」として即位を賀して遣使をしたが、それに対する「報謝」もなかったことを強調した。

これは、明の冊封のもとでの「敵礼関係」でない事実の確認であった。また、倭寇禁圧への諸侯への連携の必要性の増大と、それにひきかえ、室町幕府の統制力欠如による相対的低さから、將軍の「日本国王」呼称に拘泥する必要がなかったのである。

朴瑞生の帰国報告に、朝鮮政府の大藏経を初めとする仏典への認識を示す事例がある。

日本尚浮屠。交好所贈之物、無踰仏經。考閱諸處仏經、審其成帙與否。補旧成帙。藏畜以備後日通好之資。

と、日本は僧侶を尊敬し、贈るものは仏典にまさるものはない。仏典を整備し、「後日通好之資」に備蓄しよう、というものであった。

2. 回礼使・宗希璟の派遣と対馬

既述のように、世宗元年＝応永二十六年（一四一九）十二月、義持の使者・亮倪が来聘し、「釈典七千軸＝大藏経」を求請した。翌年一月、大藏経一部を授与し、使者の帰国に際して回礼使・宋希璟を同行させ派遣した。

『老松堂日本行録』⁽³²⁾によれば、回礼使一行は四月二十一日に京都に到着し、大藏経は等持寺（等持院）に納められた。二十二日から心修菴を宿舎とした。ところで、通事・尹仁甫の「復命」（世宗二年十月癸卯条）に、

臣等始到其国。待之甚薄。不許入国

都。館于深修菴。距国都三十里而近。常以兵圍守。不令與国人通。

とあるように、義持の使者に対する対応は「薄待」であった。

この「薄待」には、世宗元年＝応永二十六年六月、朝鮮政府が倭寇の根絶を目指し、根拠地対馬を攻撃したと密接な関連があった。

一四一九年五月五日（辛亥条）、倭船が忠清道庇仁県の都豆音串に突入し、「兵船」を包囲し焼いた。「賊三十二艘」が「兵船七艘」を奪い、大半が死んだ。ついに城が陥落し、城外の民家は略奪され、鶏犬はほとんど滅ぼされた。十一日（丁未条）には、「賊船三十八艘」が黄海道海州の延平串（延平島）を侵した。

倭寇の攻撃に対する朝鮮政府の見解は、世宗元年六月壬午条によれば、対馬は「狗盜鼠竊之計」を懐き攻撃した高麗期の「歳庚寅（一三五〇）」以来、「跳梁於辺徼、凌劉軍民、俘虜父兄」してきた。

「歳丙子（一三九六）」には東萊城を襲撃し、兵船二十余隻を奪い、軍士を殺害した。「歳丙戌（一四〇六）」には全羅道で、また、「歳戊子（一四〇八）」には忠清道で、漕運を奪い、兵船を焼き、民衆を殺害した。

にもかかわらず、朝鮮政府は対馬の飢饉を救い、交易を行い、与えるものを与え、「撫綏相信」に努めてきた。それでも今また、「庇仁之浦」を侵した、というものであった。

朝鮮軍は、六月十九日に巨濟島を出発し（壬辰条）、二十日に対馬の豆知浦に到着、島主の宗貞盛に書を送ったが返書がなかった。そこで、船を奪い、家を焼き、賊を斬り生け捕りもしたが、被虜中国人から島内は飢饉で食料の乏しいことを訊き、長期の駐留を決意（癸巳条）した。

(32)岩波文庫本の107・108。

二十六日には尼老郡に移動、左軍は兵に遭遇して百数十人が死んだ。右軍は交戦しこれを破ったが、中軍はついに上陸しなかった。宗貞盛は朝鮮軍の「久留」（長期の駐留）を恐れ、「退師修好」を求める書（壬寅条）を送ってきた。そこで、朝鮮軍は七月三日に巨済島に撤退（丙午条）した、というのが対馬攻撃の概要である。これを、朝鮮では「己亥東征」といい、日本では「応永の外寇」という。

足利義持にはこの消息を、『看聞日記⁽³³⁾（看聞御記）』応永二十六年六月二十三日条に、

抑只今聞、大唐国・南蛮・高麗等、日本ニ可責来云々。自高麗告申云々。室町殿御仰天。但、神国有何事乎。

とあるように、「大唐国・南蛮・高麗」からの攻撃と伝えられ、仰天した。

八月六日⁽³⁴⁾、太宰少式より「注進」が到来した。その注進は『老松堂日本行録⁽³⁵⁾』に、

江南兵舡一千、朝鮮兵舡三百隻向本国而来。吾力戦却之。

とあり、明の使者・呂淵が一四一八年の日本訪問時に、

汝父及朝鮮王□□皆事我。汝独不事。予遣将同朝鮮行兵。汝乃高城深池、待之。

と、朝鮮とともに日本を攻撃すると発言したとあり、足利義持は、朝鮮が日本国を攻撃するものと誤解していた。これが「薄待」の原因であった。

宗希環は、「馬島行兵之事」の起因と、攻撃目標が対馬の「賊兵」だけであったことを強調し、朝鮮国王に「不好之心」があれば、大藏経

を授与し、回礼使を派遣するだろうかと言説、義持の誤解を解き、外交問題を解決した。

しかし「己亥東征」は、『満濟准后日記⁽³⁶⁾』応永二十六年七月二十三日条に、「蒙古已発向対馬」とあり、高麗が蒙古の先兵となって攻撃した文永・弘安の「蒙古襲来」を想起させ、その再現と思わせた。

貞治五年（一三六六）九月二十三日に「出雲」に到着し、翌年の六月二十六日に帰国の途についた高麗の使者の目的は、倭寇の「禁治」を求めるものであったが、応永期末期か、それから間もない成立と思われる『鳩嶺雜事記⁽³⁷⁾』に、「同月、高麗人以牒状来朝。太元牒状同相具来了」とあって、高麗の使者が蒙古の牒状を持参したものと理解されている。

また朝鮮観を露出させることになった。『看聞日記』応永二十六年六月二十五日条に、

抑大唐蜂起事有沙汰云々。出雲大社震動流血云々。又西宮荒戎宮震動。又軍兵数十騎広田社ヨリ出テ東方へ行。其中ニ女騎之武者一人如大将云々。神人奉見之。其後、為狂気云々。……異国襲来瑞想勿論歟。

と、広田社（摂津西宮）の「女騎之武者一人」に言及している。

広田社は、『日本書紀』（神功紀摂政元年二月条）では、神功皇后が務古（武庫）水門で天照大神の「荒神」を祀ったところとされ、この「女騎之武者」が神功皇后を想起されるものとしてあった。

偽書⁽³⁸⁾の「探題注進状」（『看聞日記』八月十三日条）に、「大将とおほしきハ女人也。其力、

(33)『統群書類従』補遺二、統群書類従完成会。

(34)『看聞御聞』二十六年八月十一日条。

(35)岩波文庫本の110。

(36)『統群書類従』補遺一、統群書類従完成会。

(37)石清水八幡宮本『大日本古文書』石清水文書之四、p.330は、「從貞治至応永年中」とあることから、成立は応永末期か、それから間もないと考えられている。

量へからず。蒙古か舟ニ乗移て、軍兵三百餘人手取にして海中に投入了」とある「大将とおほしきハ女人」も、神功皇后を想定したものであろう。

鎌倉末期成立の『八幡愚童訓』⁽³⁸⁾甲によれば、弘安の役の時、京都の石清水八幡宮で、「女御子ヲ男ニ成シテ、甲冑ヲ着セ、兵杖ヲ持セテ、異国ノ合戦ニ打勝タル悦申ノ儀式」を行っている。これは、神功皇后が檀日浦で男装したとする『日本書紀』の記事が前提にある。

このように、回礼使・宋希璟への派遣は、日本社会の朝鮮観の実相を露出させることになり、朝鮮観は神功皇后の「三韓征伐」と連動して認識された。これは、この時代に特定した特徴ではなく、南北朝～室町期全体⁽⁴⁰⁾に一貫する時代性質であった。

3. 義持の大藏經求請と春屋妙葩

足利義持は、太宗十一年＝応永十八（一四一）二月、使者を派遣し象を献上（癸丑条）した。これは、朝鮮で象をはじめて目にする事件であった。

足利義持が大藏經を求請したのは、その年の十月、再び遣使して「大藏經」（己酉条）を求めたのが最初であった。そして、十二月朔日に一部を授与されている。

つづいて、太宗十四年＝応永二十一年（一四一四）六月、義持は圭籌等を派遣し「大藏經」を求請（辛酉条）した。義持には「神勒寺所藏大藏經全部」を、圭籌には「広徳寺所藏大般若經全部」（七月壬午条）をそれぞれ授与した。

また、既述のように、世宗二年＝応永二十六年（一四一九）の使者亮侃による「大藏經」の求請は、回礼使・宋希璟によって、義持に届けられた。

さて義持は、世宗四年＝応永二十九年（一四二二）にも圭籌を派遣し、「大藏經」を求請した。ところで義持の書簡は、『世宗実録』世宗四年十一月己巳条と、『善隣国宝記』巻中の両方に納められているが、主文に大きな相違点がある。世宗四年十一月己巳条の書簡に、

往歳、貴国使臣之到_レ吾朝也。時有_レ国師、号曰_レ智覚普明。開_レ館以厚遇_レ之。

とある「智覚普明」国師とは、春屋妙葩のことで、『智覚普明国師語録』⁽⁴¹⁾（以下、『語録』）巻第一の「後円融院宸翰」によれば、康暦元年（一三七九）十二月、後円融天皇より「智覚普明国師之号」を下賜されている。

義満は、『宝幢開山智覚普明国師行業実録』⁽⁴²⁾（以下、『実録』）によれば、康暦二年、「宝幢寺」を建立し、妙葩を開山に命じた。寺後に「一小院」を建て、「開山塔所」とし「鹿王院」といった。妙葩は、嘉慶二年（一三八八）八月、鹿王院にて没し、「鹿王之塔」⁽⁴³⁾に葬られている。

また、『世宗実録』はつづいて、

厥後、其徒周棠者、去遊_レ貴国。貴国先王、使_レ工_レ国師寿像。命_レ文臣李穡_レ作_レ贊、托_レ於周棠、回便以贈_レ之。盖、不_レ忘_レ旧徳也。

とある周棠は、妙葩の弟子である。

周棠は、太宗四年＝応永十一年（一四〇四）十月（壬辰条）と、翌年十二月（戊辰条）に、

第八十卷。

(42)『宝幢開山智覚普明国師行業実録』、『統群書類従』第九輯下。

(43)『本朝高僧伝』巻第三十五、「妙葩伝」、「大日本仏教全書」一〇三、名著普及会。

(38)田中義成『足利時代史』（講談社学術文庫）、p.115～6。

(39)日本思想大系『寺社縁起』、p.191。

(40)拙稿「南北朝・室町期における朝鮮観の中心思想」（拙著『中近世における朝鮮観の創出』、校倉書房、1999年）。

(41)『智覚普明国師語録』巻第一、『大正新脩大藏經』

朝鮮を訪問している。このいずれかは不明であるが、太宗は妙葩の肖像を描かせ、文臣李穡の賛をつけた。周業は、それを日本に持ち帰っている。

義持はこれらのことから、「貴国之於_レ我国師_レ、不可_レ謂_レ無_レ因縁焉」とし、「塔院」に安置すべき「大藏經」を要求した。この「塔院」とは、妙葩の「鹿王之塔」のことであろう。

さて、義持書簡の「往歲、貴国使臣之到_レ吾朝」とは、既述の貞治五年に「出雲」到着の高麗使節のことであった。

『実録』に、「公府、館_レ之於西山」とあり、『善隣国宝記』卷之上、「後光嚴院貞治六年丁未」に、「四月十八日、於_レ天龍寺雲居菴、延_レ接高麗使」とあるように、義持は、高麗の使節一行を天龍寺雲居菴に宿泊させた。接待は、天龍寺住持の春屋妙葩があたった。

「開_レ館以厚遇_レ之」とは、『実録』に、
師憐_レ其遠来_レ待遇甚厚。千戸金龍等二十五員、仰_レ師仁慈。皆受_レ衣孟、執_レ弟子礼。と、使節が妙葩の「仁慈」を仰ぎ、「弟子礼」をとった、とするを指している。

この「厚遇」の具体的な内容はわからないが、妙葩は「登真院大禪定尼大祥忌辰請」（『語録』卷第四）において、

海内便、見_レ干戈息、天下_レ无_レ姦凶雄。
仁化德_レ資_レ高麗国。

と、天下泰平を強調するとともに、「仁化徳」が「高麗国を^{しんが}資える」と、高麗「従属国」観を主張した。

当時、筆者が関白二条良基とされる『異国牒状事』⁽⁴⁴⁾にも、

次ニ高麗国ハ、神功皇后三韓を退治せられしより、なか〜我朝に帰して西藩となりて君臣の礼をいたし、朝貢を毎年舟八十艘

をおくりし事、上古ハたえず。

とし、公家側は返牒しなかったが、高麗「従属国」観は、共通の歴史概念であった。

さて、「本国皇太后之命」、つまり義満夫人の任務を帯びた「九州都元帥」源義俊も、「大藏經」を求請した。朝鮮政府は、義持と「皇太后（義満夫人）」の両方に、「大藏經」を贈ることを決定（十二月己亥条）し、圭籌の帰国時、回礼使・朴熙中、副使・李芸、通事・尹仁甫らを同行させた。

『看聞日記』応永三十年（一四二三）六月七日条に、

祇園会、高麗人々被_レ見云々。去月、自_レ高麗進物数万貫。一切經等渡_レ之。使節於_レ宝幢寺_レ室町殿有_レ正看。

とあり、義持とは宝幢寺にて対面している。朴熙中らは、圭籌とともに帰途につき、十一月二十日に慶尚道乃而浦に帰着（庚子条）した。

4. 義持の大藏經板の求請

世宗五年＝応永三十年（一四二三）十一月二十日到着の圭籌^{ちゅう}と梵齡の一行は、被虜人を刷還してきた。

義持は書簡⁽⁴⁵⁾（十二月壬申条）で、「貴国藏經板非_レ一」とし、「一藏板」を求めた。その理由は、「此方」で「任意印施」、つまり印刷刊行するというものであった。そして入手できるならば、「永以、為_レ好」と強調した。つまり、義持の「好」の概念は、「大藏經板」の入手と深く連動したものであった。

世宗の立場は、「以_レ大藏經板_レ無用之物」とするもので、そこから「隣国請_レ之、初欲_レ與_レ之」とした。しかし、「經板」は「蓄^{おし}むもの」ではないが、要求に逐一従えば、のちに求めら

(44) 拙稿「南北朝・室町期における朝鮮観の中心思想」（拙著『中近世における朝鮮観の創出』、校倉書房、

1999年）p.174～7。

(45) 『善隣国宝記』巻中にも所収。

れたとき困るとする従臣の意見によって、世宗は、「漢字板」は「祖宗相伝唯一本」のみと拒否、「密教大藏經板、註華嚴經板、金字華嚴經」の授与を約束した。

圭籌らは二十七日（甲戌条）、礼曹に「我本朝所_レ求_レ請_レ者、大藏經板也」とし、新年正月元旦、知申事に「梵字密教經板」を「通曉者」なしと、あらためて「大藏經板」を求めたが、不可能とわかると、二日（己卯条）に「絶食」に入った。六日（癸未条）、「豈使臣之礼耶」とする朴熙中・李芸・尹仁甫らの指摘で、「絶食」を中止した。

八日（乙酉条）、「金字華嚴經一部」を授与することにし、「汝国、重_レ此經_レ否」と聞くと、「我国之素所_レ敬重_レ、御所必感喜也」との返答で、經典の運送準備に入った。

ところが、十八日（乙未条）、使者の従僧・加賀が逮捕されるという事件が起きた。丁酉条によれば、日本国王が対馬主に、

今遣_レ使朝鮮_レ、求_レ大藏經板_レ。若不_レ許_レ、則、欲_レ行_レ侵掠_レ。汝等亦、修_レ戰艦_レ以_レ從_レ。と命令したとする消息が、被虜人によってもたらされた。

また、加賀が盗み出した圭籌の草案に、

今到_レ朝鮮_レ、力請_レ大藏經板_レ未_レ得_レ。遣_レ兵船数千艘_レ、掠奪而歸若何。

とあった。加賀はその草案を通事・李春発に渡し、さらに礼曹に提出された。

そこで世宗は、「被虜人之言」と「加賀所_レ出之書」と義持の「若從_レ所_レ求_レ、則永以為_レ好」の「三言」を総合すれば、「不道」を知るべしであるが、寛大な心で厚遇しよう、とする結論に達した。

そこへ、倭館録事がやって来て、圭籌に「漏言」したものがおり、圭籌が加賀を殺そうとしている、と告げた。そこで、通事・尹仁甫が疑われ、投獄された。

二十二日（己亥条）、圭籌は礼曹に長文の書簡を送って弁明し、帰国を申しでた。二十五日（壬寅条）、捕らえられた加賀が、「春発誘_レ我作_レ書」と自白したというので、李春発を尋問したが否定した。そこで、春発を無実と判断し、加賀は「隣国使人」の理由で、尹仁甫をふくめて三人を釈放した。

二十八日（乙巳条）、圭籌の世宗への帰国の意は、「漢字大藏經板、未_レ蒙_レ允許_レ、心実悶焉」と未練で一杯であった。二月四日（庚戌条）、圭籌らは帰国の途についた。回礼使・朴安臣と副使・李芸が同行した。義持への書簡には、「大藏之板、只有_レ一件_レ。実、我祖宗相伝之物」と、強調されていた。

朴安臣らの復命は、十二月十七日（戊午条）であった。これによると、「赤間関（下関）」に到着すると、圭籌は書状を義持に発送したが、五十五日が経っても返事がなかった。圭籌にただすと、義持が「不_レ得_レ所_レ求_レ大藏經板_レ」を恨んで返事がない、ということであった。

都にいた大内氏のもとへ送った僧瓊藏主が帰って報告するに、義持の意向は、回礼船を「赤間関」に拘留し、「經與本板」だけを都に運ぶべし、というものであった。しかし、大内氏の「拘_レ隣国使臣_レ、於_レ義未_レ安」とし、「宜_レ、当_レ引接_レ」との意見で、義持は「来京」を認めた。

五月二十一日、京都に到着し深修菴に宿泊、「藏經與本板」は相国寺に収め、六月二十一日、義持は「等持寺」でやっと引見した。ところで、国書と經典は受け取ったが、「其餘礼物」は受け取りを拒否した。

そこで朴安臣は、鹿苑院（嚴中周^{かく}靈）に書をしたため、

交隣以_レ礼。礼必以_レ弊。非_レ取_レ其弊_レ。

（非_レ）所_レ以_レ表_レ信。

と強調し、「只留_レ經與本板_レ、餘皆不_レ留」とい

うことは、「絶信」と同じであるとして、再考を求めた。

鹿苑院の返事に、義持の意は、「所欲在法。而不_レ在世財也」なので、今後、「大藏經」を求めて往来するとき、「互省_二国費_一、共敦_二隣交_一」しようとするものであるから、「異意」はないとした。

朴安臣は義持に書状をしたため、「所需藏經本版、只有_二一件_一」で、「密教大藏本板」は「我国之所_レ重」で、「注華嚴經板」は「大覚和尚、以_二国命_一請_二宋朝_一」したもので、「古今神異之跡」を論ずべからずものである。「金字華嚴經・護国仁王經・阿弥陀經・釈迦譜典等四經」は「我殿下之宝藏」であると強調した。

そして、残りの「礼物」を受け取らないのは、「通信之意」において「嫌」あるに似ており、「異意」あるものである。「遣_二使聘問_一」する所以は、「礼物」を以て「表_二信_一」すものである。したがって、「礼物」をすべて「留容」して、「敦_二信義_一」くすべきと、論理整然と説き、納得させた。そして、留まること「七十二日」にして、八月六日に九州に着いた。

鹿苑院・嚴中撰の「答朝鮮書」⁽⁴⁶⁾は、「所需者、即大藏之板也」とし、中兌西堂を「大藏經板」入手のため派遣することを予告した。そして、以後の使者の往来が、「唯修_二隣好_一而已」とするように、「大藏經板」入手が唯一「隣好」の内容であった。

義持が派遣したのは西堂・梵齡の二人であった。世宗七年（一四二五）四月辛亥条所収の義持の書簡には、

前歲航_レ海所_レ需者、大藏之板也。而、頒以_二華嚴等板_一。雖_レ非_二素志_一、先暫_二留_レ之。と、不満の正当性を述べた。

そして、「祖宗之相伝」が「無二亦無三」であろうとも、「以_二仏心_一為_レ心」すならば、深く惜しむべきでない、と強引に「大藏經板」を求め、これが「隣好之一端」を厚くするものではないか、と主張した。

五月十一日（庚辰条）、世宗は「大藏經板」は、「祖宗所_レ伝」であるから「專擅」できないとして、「大藏經板」の授与を拒否した。西堂・梵齡らは、黒麻布・紅苧布・細綿紬各十五匹、人参百斤等を贈られ、帰国した。

義持は、応永三十五年（一四二八）正月十八日、死去した。

三、六代將軍・足利義教と朝鮮通信使

1. 永享五年の奉納繪巻

義持死去の最初の消息は、世宗十年（一四二八）五月七日（戊午条）の対馬の左衛門大郎の「国王皇帝薨去」の知らせであった。

ついで、九州巡撫使・平常嘉が、「正月己亥、我国王殿下義持薨。……弟即位」（八月乙巳条）と知らせてきたのは、八月二十六日であった。同時に、「先王之冥福」を祈るためとして「大般若經」を求請した。しかし、「貴国諸鎮」に求めつくされたとし、拒否されている。

既述のように、將軍の死去や即位を知らず室町幕府からの使者はなかった。それでも十二月七日（甲申条）、通信使・朴瑞生を派遣し、永享元年（一四二九）六月十九日、仁和寺等持院にて義教に「御対面」⁽⁴⁷⁾した。帰国して復命したのは、十二月三日であった。

さて、三年後の永享四年（一四三二）五月、第六代將軍義教は梵齡を派遣した。二十三日（庚辰条）の義教書簡によれば、「大藏二部」を

(46)『善隣国宝記』巻之中にも所収（応永三十一年、答朝鮮書）。

(47)『満濟准后日記』正長二年六月十九日条。

求請した。この梵齡は「富山浦」で死去（辛酉条）した。

朝鮮政府は、通信使・朴瑞生の帰国時、日本は「答礼」せず、のちに「報聘」としたが、梵齡がその「報聘」（癸酉条）であろうとし、回礼使派遣を検討した。

七月二十六日（壬午条）、回礼使・李芸、副使・金久岡を派遣し、「中国板印大藏經二部」を携帯した。ところが、翌年の三月庚辰条によれば、回礼使一行は海賊に襲われ、携行した礼物をことごとく奪われている。

この回礼使は、帰途の永享五年（一四三三）四月十三日にも、海賊船三十五隻に襲われ、義教の書簡、礼物、貿易雑物などが奪われ、赤間関に逃れて大内氏に庇護（六月戊子条）されたのち、対馬に護送されている。七月二十六日（戊寅条）になって復命した。

永享五年の義教の朝鮮観を、次の事例によって知ることができる。義教は四月二十一日、石清水八幡宮（京都府八幡市）、誉田八幡宮（大阪府羽曳野市）、宇佐八幡宮（大分県宇佐市）のそれぞれに「新図」（『八幡縁起絵巻』⁽⁴⁸⁾）を奉納した。誉田本だけは『神宮皇后縁起』⁽⁴⁹⁾となっている。石清水本は昭和二十二年に焼失し、宇佐本は現存しない。これを「義教奉納縁起」と呼称している。

「八幡縁起絵巻」は、「八幡大菩薩御縁起」系と「義教奉納縁起」系の二系統に分類できる。「義教奉納縁起」は冒頭部分で、「仲哀天皇御宇二年癸酉の歳に当たりて、新羅国より数万の軍兵攻め来たり。日本を討ち取らんとす」と、「新羅日本攻撃」説を創作し、「この時、異国よ

り塵輪という不思議の者、色は赤く、頭は八にして、形鬼神のごとくなるが、黒雲に乗りて日本に着く。人民を取り殺すこと数をしらず」と、「塵輪」を設定する。

戦いの結果、「塵輪が頸たちまちに射切られて、頭と身と二つになりて落ちにけり。……流れ矢参りて玉体に恙あり」と、「流れ矢」にあたって死ぬ仲哀天皇の遺言によって、神功皇后が「新羅征伐」に出発する。

「八幡縁起絵巻」は、どちらの系統も、鎌倉末期成立の『八幡愚童訓』⁽⁵⁰⁾甲に依拠している。これは、海潮の干満によって新羅軍が溺死し降参したという「乾珠満珠譚」や、「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬ナリ」譚など、鎌倉初期から形成されてきた「新神功皇后譚」⁽⁵¹⁾を集大成したものである。

「八幡縁起絵巻」はどちらも『八幡愚童訓』甲に依拠しながらも、「義教奉納縁起」の「塵輪」の創作が、「八幡大菩薩御縁起」に対する最大の相違点なのである。

既述のように、足利義満や今川了俊の時代の岡山の牛窓の地名成立譚に言及したが、江戸時代の林羅山は、「牛」が「塵輪鬼之所化」とし、地元では「塵輪島」⁽⁵²⁾を創作したように、その影響は近世にまで及んだ。

ここでは詳述しないが、鎌倉時代に発生し集大成された「新神功皇后譚」は、歴史的事実として撰取され、「八幡縁起絵巻」の絵画的影響力とともに、その後の朝鮮像と朝鮮観形成に決定的な影響を与えた。

第二回目の通信使・高得宗、副使・尹仁甫、書状官・金礼蒙は、永享十一年（一四三九）

(48) 拙稿「研究ノート『八幡縁起絵巻』—八幡大菩薩御縁起と足利義教奉納縁起—」（『東アジア研究』第十八号、大阪経済法科大学アジア研究所、1997年12月）。

(49) 羽曳野市史文化財編別冊『絵巻物集』、羽曳野市、

1991年。

(50) 日本思想大系『寺社縁起』。

(51) 注(40)、拙著『中近世における朝鮮観の創出』。

(52) 注(48)、拙稿「研究ノート『八幡縁起絵巻』」。

十二月二十六日、室町幕府の殿中で書契と方物を納めた。『蔭涼軒日録』（大日本古記録）に、

高麗通信使参殿中。乃於南面欄中三拜。而奉書・所貢方物、件々納之。

とあり、翌年の二月十九日に、

朝鮮官人、為帰国参殿中而請暇去。於御会所御对面。御返章被遣。

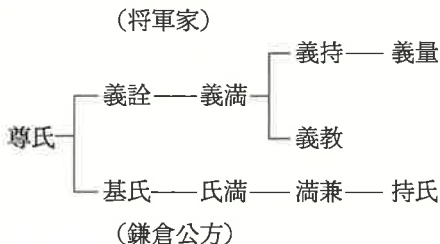
と、帰国を申しでて、五月二十五日（丙寅条）に復命した。

ところで、世宗二十一年七月丁巳条の朝鮮国王の書簡には、訪問の目的を「海洋遠かに隔つて、久しく交聘を闕」いているので、「兼慶賀以達遺悰」るものとした。

しかし高得宗に与えた「書」（戊午条）には、今聞、大内殿與小式殿交鋒。又国王與弟不協。雖未、知其果然、其国中之多難明矣。

と、日本の国内情勢の悪化に言及し、やむを得ないときは、死地を経てまで必ずしも「達国王」する必要がない、とするものであった。

「国王與弟不協」とは、義教と鎌倉公方持氏の対立を指す。尊氏は関東を支配のため、子息・基氏を鎌倉に配置した。その系統を鎌倉公方とか鎌倉御所と称した。將軍家と鎌倉公方は歴史的に対立し、義教と持氏の時代、もっとも敵対的な関係にあった。



永享十年八月、義教は持氏討伐の兵を動員し、持氏は翌年の二月十日、子の義久は二十八日に自害した。嘉吉元年（一四四一）四月、残りの子供三人のうち二人も斬られ、鎌倉公方・持氏一族は滅亡した。

「大内殿與小式殿交鋒」とは、山口の大内氏と筑前の少式氏の対立・抗争をいう。世宗十八年＝永享八年（一四三六）十二月丁亥条（二十六日）に、

父子相繼、常常戰鬪。大内殿中、箭而死。其子繼立。欲雪父讎、相攻不已。至是、小二殿戰敗、奔于対馬島。

とあるように、少式嘉頼は大内氏に追われ、対馬の庇護のもとにあった。

大内氏については、「来春挙兵来、討対馬島」とする噂があった。少式氏については、対馬ともども遣使して、「米塩」をたびたび求めており、困窮して朝鮮の沿岸を「寇掠」することが憂慮されていた。

『建内記』（大日本古記録）永享十二年二月二十九日条に、「筑紫御敵御免事及御沙汰」として、

高麗盗人連続衰微難治之由、今度渡朝高麗人等歎申、仍及此御沙汰。

とあり、少式氏が「御退治（戦敗）」したことによって、「高麗盗人」つまり「倭寇」となったので、朝鮮が「衰微難治」と訴えるので、「此御沙汰」＝少式嘉頼の赦免を命じた、という内容である。つまり、少式問題の解決が、通信使派遣の目的⁽⁵³⁾であった。

2. 嘉吉三年の通信使

義教は、永享十一年の朝鮮通信使が帰国した翌年の嘉吉元年（一四四一）六月二十四日、赤

(53) 佐伯弘次「大内氏の筑前国支配」（川添昭二編

『九州中世史研究』、文献出版、1978年、p.259）。

松満祐によって暗殺された。この度も幕府からの「訃告使」はなく、義教の死と義勝の嗣位の報があったのは対馬からで、十二月三日（乙未条）であった。

通信使派遣の可否が検討され、世宗二十五年（一四四三）正月（己巳条）には、「今日本訃告使不_レ来、而我国先遣_二通信使_一、嫌_二於事大_一」とする意見もあったが、通信使・卜孝文、副使・尹仁甫、書状官・申叔舟一行の出発は、二月二十一日（丁未条）であった。

この通信使への室町幕府の対応は、入京拒否であった。その理由（十月甲午条）は、①「国王年少」、②使節の対応に費用がかさむこと。（「以_二使臣支持_一、各有_二所_レ費_一」。③幕府には「礼物」があるが、諸侯には「無_レ益」というものであった。

『康富記』（史料大成）嘉吉三年五月六日条によれば、「諸大名諸国役出銭不_レ可_レ叶」を理由に入京を拒否し、大外記・清原業忠の意見は、「牒状之文章」を「古今之牒状之文章」と照合して、「文章之咎」によって「可_レ被_二追返_一」とするものであった。

しかし、業忠はまた、

於_二高麗人_一者、既神功皇后御退治以後、来服之三韓之随一也。高麗相通者、可_レ叶_二神虜_一也。……所詮、上古往昔ハ来朝之貢賦也。近来者、為_二商売_一所_レ入来_二也。

と主張した。この思考には、「高麗三韓内也。不_レ可_レ憚。事起_二于神代_一者歟」（五月十九日条）とする伝統的歴史観がベースにある。

結局、使節の目的が、義教の「弔喪」であることが確認でき、追い返せば「後年煩」となるであろうとする清原業忠らの意見もあって、入京となった。

世宗二十五年十月甲午条によれば、大和守飯尾貞連は、相国寺で「国王年少、管領実権」とし、「王坐当南向、使臣在東」つまり、「管領南面、使者西面」と主張した。卜孝文は拒否し、「客東・主西礼也」を主張し、大和守の「管領在東、使臣在西」で妥協した。

このときの具体的な状況は、三十六年後の成宗十年（一四七九）二月九日、随員李仁睦の答弁（丙甲条）に明らかである。これに、

対曰、臣等始至。管領坐_二北面_一南。令_二使_一副使坐_二於前_一。使不_レ可_レ曰、吾與爾均敵。客東・主西礼也。

とあり、つづいて、

管領曰、爾国自_レ古来朝。爾何独不_レ然。即取_二一編書_一示_レ之。高麗来朝。新羅来朝。乃云、汝不_レ肯_レ坐_二南_一。当序_二於西_一。

とあって、「管領南面、使臣北面」を求めたものであった。

「南面、北面」の面位関係⁽⁵⁴⁾は、君臣関係をあらわすものであった。「一編書」の提示は、その歴史的始源が「神功皇后御退治」であることを示したものであった。それは、『建内記』の「高麗国朝貢使」（六月二十三日条）とするのと同じ立場であった。

使者は、「吾與爾、均等（対等）」と強調し、「我国重_二交隣_一。遠遣_二使臣_一」と主張したが、李氏朝鮮側の一時的な「思い込み」にすぎなかったことを露呈していた。

これは、卜孝文も「今遣_二回礼使_一否」の問いに、大和守が「旧例無_二回礼使_一。只有_二請経使_一耳」と答え、「請経使」僧光嚴と祐椿の派遣を通告（十月甲午条）したことに、よく表れていた。

七代將軍・義勝は、使節一行が帰途について

(54)奥村周司「高麗の外交姿勢と国家意識」（『歴史学研究』別冊特集－民衆の生活・文化と変革主体－、青木

書店、1982年）p.74～77。

まもなくの七月二十一日死去した。その報（同条）は、追走の光厳によって赤間関にて、義政の即位とともに知らされた。

光厳らは、早くも十一月十八日（己巳条）、「請経使」として朝鮮に入国し、大藏経「一藏」を求めた。

予又聞、日本国人言。前者、高得宗到_レ我_レ国_レ、国王見_レ弒。今_レ孝文又来。国王亦薨。此皆朝鮮人為_レ崇。（十二月丁酉条）

と、永享十一年に国王が殺され、嘉吉三年に国王が死んだのは、朝鮮人の「たたり」だとする噂話を伝えている。

結局、光厳らは、翌年の正月十日（庚申条）、「大般若経一部」をはじめ衣服等を授与され、帰国した。

第八代将軍・義政と「大藏経」については、紙数の関係で、稿を改めたい。